

報酬額表（在留資格「特定技能」関係）

令和3年4月

下川原行政書士事務所

代表 下川原 孝司

（在留資格手続）

在留資格認定証明書交付申請： 165,000円

在留資格変更許可申請： 165,000円

在留期間更新許可申請（事情変更なし）： 55,000円

在留期間更新許可申請（事情変更あり）： 88,000円

（建設分野の手続）

建設特定技能受入計画認定申請： 110,000円

（コンサルティング）

顧問契約：外国人従業員 1名～ 5名： 11,000円/月

外国人従業員 6名～10名： 33,000円/月

外国人従業員11名～50名： 55,000円/月

これ以上の場合はお問合せください

（届出手続）

特定技能に関する届出： 22,000円 ※顧問契約を締結してる場合のみ

（登録支援機関の手続）

登録支援機関新規登録申請： 198,000円

登録支援機関更新登録申請： 110,000円

（相談・日当）

相談料（30分ごと）： 5,500円

日当（半日）： 17,600円

日当（1日）： 35,200円

* 価格は全て税込み。複数人を同時に手続する場合は、2人目以降を5割引き6人目以降を7割引きとします（ただし、最低11,000円とする）。

* 上記の報酬以外に、手続上必要な実費（官公署に支払う手数料など）をお預かりします。

* 報酬のお支払いは、業務依頼時に報酬額の半額を着手金としてお支払いいただき、申請時その他業務完了時に残額をお支払いいただきます（55,000円以下の報酬の場合は、着手時に全額お支払いください）。

* 初回相談後、業務をご依頼いただく場合には、別途相談料をお支払いいただく必要はありません。